

特定緊急輸送道路沿道の建築物の 耐震化に御協力ください！



写真提供 財団法人 消防科学総合センター



写真提供 陸上自衛隊

緊急輸送道路は、震災時の救急救命・消火活動、物資の輸送、復旧復興の生命線・大動脈であり、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐことは、都民の生命と財産を守るとともに、首都機能を維持するために極めて重要です。

このため、東京都は、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行し、特に重要な道路を「特定緊急輸送道路」として指定し、その沿道建築物に耐震診断を義務付け^{※1}耐震化に関する助成制度を拡充しました。

建築物の所有者の皆様の御協力により、これまでに、特定緊急輸送道路沿道建築物の97.1%が耐震診断を終了しました^{※2}。耐震化を更に進めていくため、耐震診断により耐震性能が不十分なことが判明した建築物については、耐震改修等の検討を行っていただくよう、建築物の所有者の皆様の御理解と御協力をお願いします。

※1 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成25年11月25日改正)でも耐震診断が義務付けられました。

※2 平成29年12月末時点



東京都都市整備局

「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」の概要

特定緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路(延長約 2,000km)のうち、特に沿道の建築物の耐震化を推進する必要がある道路を特定緊急輸送道路に指定しました(延長約 1,000km)。

特定緊急輸送道路沿道建築物の定義

次のいずれにも該当する建築物が特定緊急輸送道路沿道建築物です。

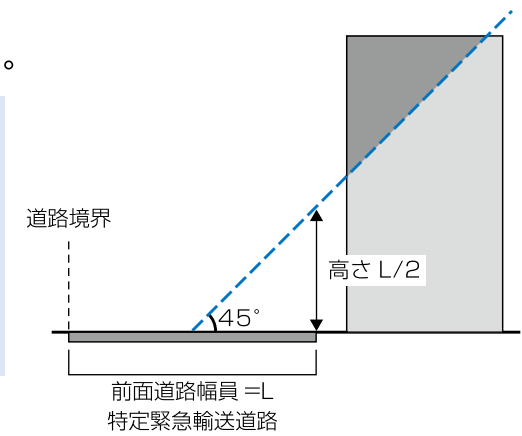
- ア)敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物
- イ)昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したものを除く(旧耐震基準※¹)
- ウ)建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、道路幅員の2分の1に相当する距離※²を加えたものに相当する高さの建築物

※1 地震に対する建築物の設計の基準は、昭和56年に大幅に強化され、現在の耐震基準の原点である「新耐震基準」が導入されました。

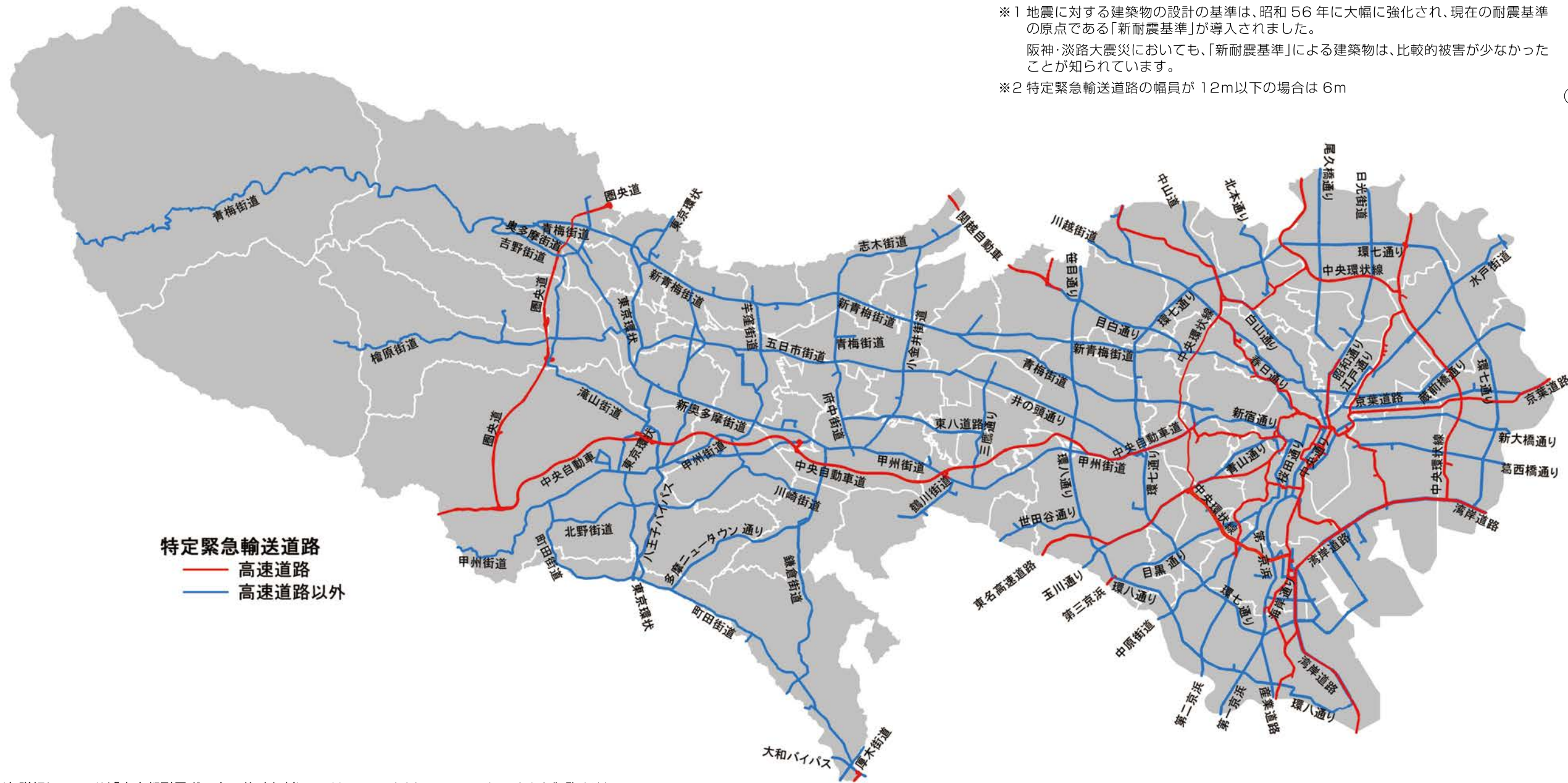
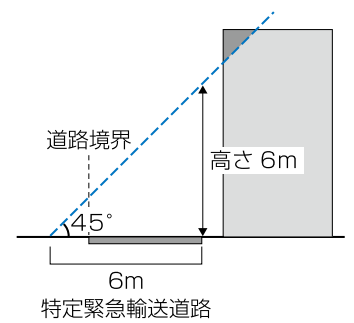
阪神・淡路大震災においても、「新耐震基準」による建築物は、比較的被害が少なかったことが知られています。

※2 特定緊急輸送道路の幅員が12m以下の場合は6m

① 前面道路幅員が12mを超える場合



② 前面道路幅員が12m以下の場合



特定緊急輸送道路
— 高速道路
— 高速道路以外

注 1) 詳細については「東京都耐震ポータルサイト」(<http://www.taishin.metro.tokyo.jp>)を御覧ください。

注 2) トンネル部分に敷地が接する建築物は、条例の規制の対象にはなりません。

特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者等の義務

特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者等には、次の義務が課せられています。

- ①耐震化状況の報告(義務) 期限:平成24年1月4日
- ②耐震診断の実施(義務) 期限:平成27年3月31日

期限までに正当な理由がなく耐震診断を実施していただけていない建物については、耐震ポータルサイトで公表しております。

③耐震改修等の実施(努力義務)

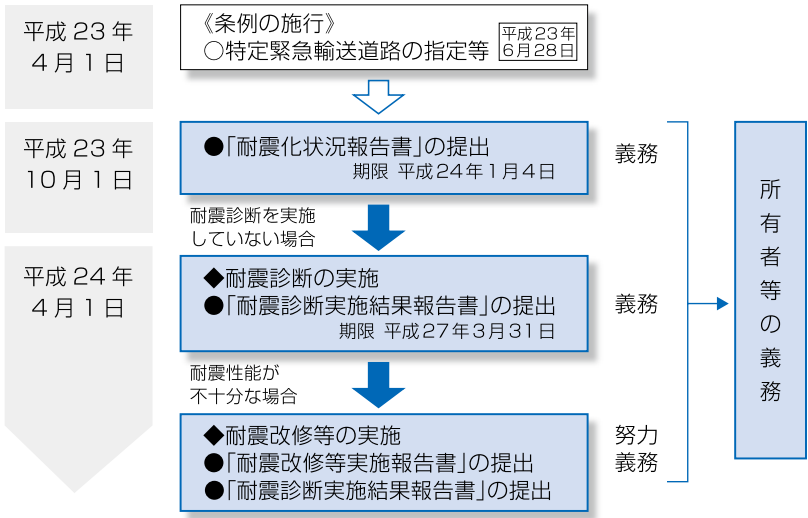
耐震診断の結果、耐震性が不十分な場合には、所有者の方には耐震改修等*の実施の検討をお願いします。
耐震改修等*を実施した場合は、所有者又は管理者の方には、耐震改修等*の結果について報告していただきます。「耐震改修等実施報告書」及び「耐震診断実施結果報告書」を窓口直接提出してください。

*耐震改修等には、耐震改修のほか、建物の全部又は一部の除却・移転・建替えの場合も含まれます。

■(参考)耐震診断結果の公表について

平成25年11月に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下、法という。)」により、耐震診断の結果を公表することが定められました。東京都では、平成30年3月に法に基づき耐震診断の結果を公表しました。

詳しくは、東京都耐震ポータルサイトをご覧ください。



耐震診断結果・耐震改修等実施の報告(法第7条・条例第10条)

特定緊急輸送道路の沿道建築物の所有者又は管理者の方は、次のとおり、法第7条・条例第10条に基づき耐震診断の結果・耐震改修等の実施について、報告してください。

- 報告の期間
耐震診断・耐震改修等が完了した日から30日以内に報告してください。

■ 内容・記載者

報告書面	第1～2面	第3～6面
内 容	建築概要等	耐震診断結果
記 載 者	所有者・管理者が記載	建築士等が記載

- 提出先 第1面から第6面まで及び必要な添付書類一式を下表の受付窓口提出してください。

建物の所在地	建物の規模	提出先(パンフレット裏面参照)
23区内	延べ面積1万㎡以下	建物が所在する区の耐震化窓口
	延べ面積1万㎡超	東京都都市整備局市街地建築部建築企画課
八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、日野市、国分寺市、西東京市	全ての規模	建物が所在する市の耐震化窓口
昭島市、国立市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市	全ての規模	東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課
小金井市、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市	全ての規模	東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課
青梅市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町、福生市、あきる野市、日の出町、檜原村	全ての規模	東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課

耐震化に関する助成制度について

※平成30年4月現在の制度です。今後、制度に変更が生じる可能性があります。

耐震診断助成

耐震診断助成は平成28年度末で終了しました。

補強設計助成

※助成金の一部は国から直接支払われます。
※以下の助成率は東京都における標準的な場合の例示です。
区市町村によっては、助成制度が異なりますので、詳細は区市町村にお問い合わせください。

助成金の額

助成対象事業費	助成金の額
A・Bのうち低い額 A 実際に補強設計に要する費用 B 助成対象基準額(床面積×助成基準単価)	助成対象事業費×助成率

※建替設計も対象になります(Is値が0.3未満相当の場合に限る)。

助成率

■区市町村の負担額がある場合

国 1/2	都 1/3	区市町村 1/6
----------	----------	-------------

■区市町村の負担額がない場合

国 1/4	都 1/6	所有者 7/12
----------	----------	-------------

助成基準単価(1㎡当りの上限額)

床面積1,000㎡以内の部分 ----- 5,000円/㎡

床面積1,000㎡を超え
床面積2,000㎡以内の部分 ----- 3,500円/㎡

床面積2,000㎡を超える部分 ----- 2,000円/㎡

適用期間

平成30年度末までに着手するもの

※着手とは、区市町村窓口で助成金の交付決定を受け、設計業者と契約を締結することをいいます。

Q 助成対象基準額はどのように計算すればよいのですか

A 助成対象基準額は、助成基準単価の三つの区分ごとに計算し、それらを合計して求めます。

【具体例】床面積5,000㎡の場合

床面積1,000㎡以内の部分 1,000㎡×5,000円/㎡=5,000千円

床面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分 1,000㎡×3,500円/㎡=3,500千円

床面積2,000㎡を超える部分 3,000㎡×2,000円/㎡=6,000千円 合計14,500千円

Q 受け取れる助成額はどのように計算するのですか

A かかった金額と助成対象基準額を比較し、いずれか低い方の額を助成対象事業費とし、これに助成率を掛けた額です。

【具体例】床面積5,000㎡で、補強設計にかかった費用が6,000千円の場合

●助成対象事業費(A・Bのうち低い額) ●助成対象事業費

A 実際にかかった費用 6,000千円
B 助成対象基準額 14,500千円



6,000千円

■助成率5/12の場合 助成対象事業費6,000千円×5/12=2,500千円

耐震改修助成

※助成金の一部は国から直接支払われます。
※以下の助成率は東京都における標準的な場合の例示です。区市町村によっては、助成制度が異なりますので、詳細は区市町村にお問い合わせください。

助成金の額

助成対象事業費	助成金の額
A・Bのうち低い額 A 実際に耐震改修工事※に要する費用 B 助成対象基準額(床面積 × 助成基準単価)	助成対象事業費 × 助成率

※建替え工事・除却も対象になります(耐震改修相当額)。

助成率

- 区市町村に助成負担額がある場合
・延べ面積が5,000㎡以下の部分、分譲マンション

国 2/5	都 1/3	区市町村 1/6	所有者 1/10
----------	----------	-------------	-------------

- ・延べ面積が5,000㎡を超える部分(分譲マンションを除く。)

国 3/10	都 1/6	区市町村 1/12	所有者 9/20
-----------	----------	--------------	-------------

- 区市町村に助成負担額がない場合
・延べ面積が5,000㎡以下の部分

国 1/5	都 1/6	所有者 19/30
----------	----------	--------------

- ・延べ面積が5,000㎡を超える部分

国 1/10	都 1/12	所有者 49/60
-----------	-----------	--------------

助成基準単価 (1㎡当たりの上限額)

- 一般的な耐震改修工事の場合
建築物(住宅を除く。) ----- 50,300円/㎡
マンションの場合 ----- 49,300円/㎡
住宅(マンションを除く。)の場合 --- 33,500円/㎡
※一部の住宅は49,300円/㎡

Is値が0.3未満の場合には、以下の単価となる場合があります。
建築物(住宅を除く。) ----- 75,450円/㎡
マンションの場合 ----- 73,950円/㎡
住宅(マンションを除く。)の場合 -- 50,250円/㎡
※一部の住宅は73,950円/㎡

- 免震工法等の特殊工法の場合 ----- 82,300円/㎡
※免震工法等の特殊工法の単価は住宅(マンションを除く。)の場合は適用されません。

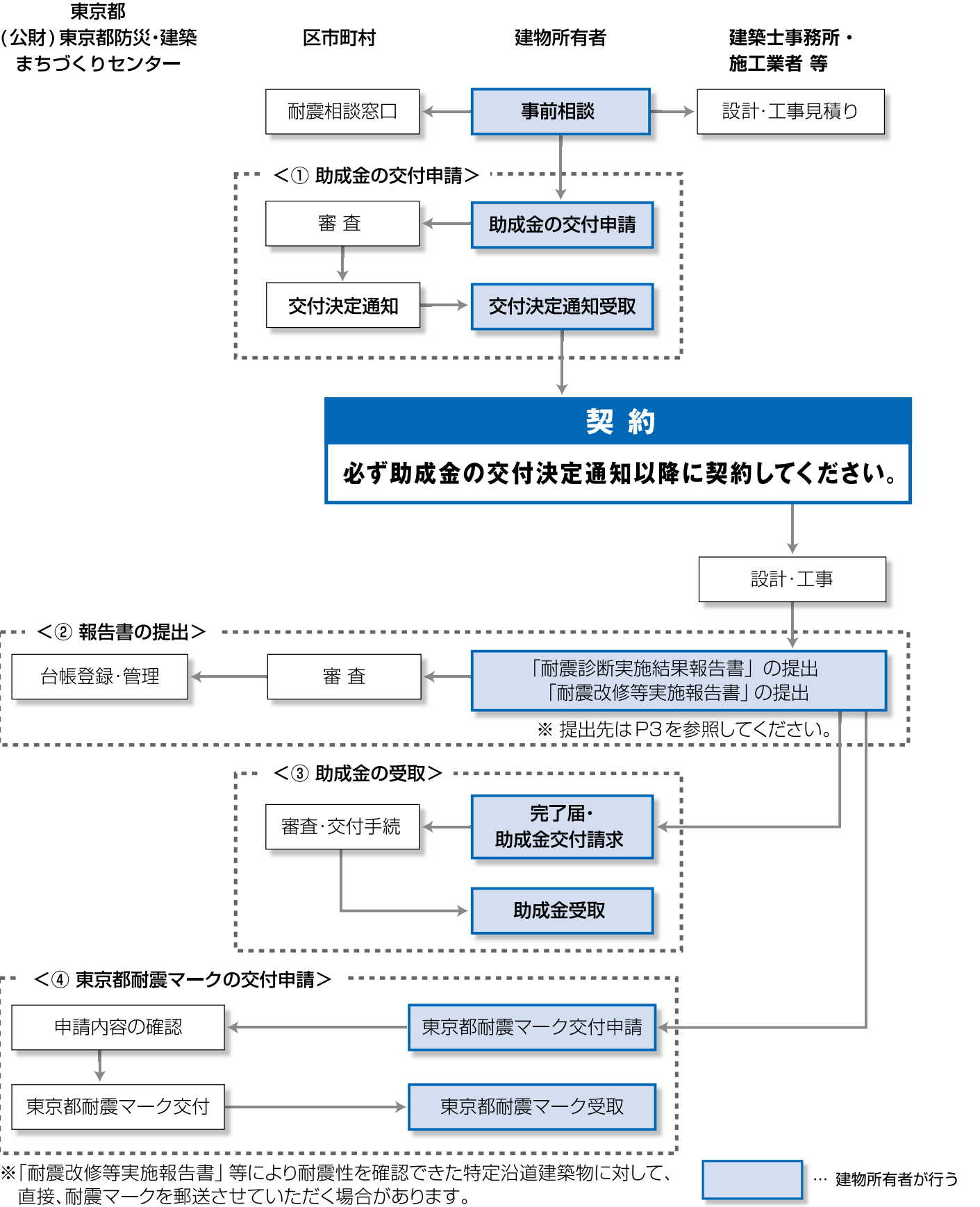
制度や助成率は区市町村にお問い合わせください。

適用期間

平成 30 年度末までに補強設計に着手するもの
※着手とは、区市町村窓口で助成金の交付決定を受け、設計業者と契約を締結することをいいます。

- Q 建替え工事の場合、かかった工事金額全てを助成対象工事費とみてよいですか
A 建替え工事の場合の助成対象事業費は、耐震改修相当額になります。
(建替えとは、現在ある建築物を除却し、引き続き同一の敷地で新たに建築することです。
除却の前に助成申請を行ってください。)
詳しくは、区市町村の窓口にて御相談ください。

助成手続の流れ



耐震診断・耐震改修に関する 相談窓口 情報提供

条例や耐震診断等に関する相談窓口

条例や耐震診断等に関する御相談を受け付けています。緊急輸送道路沿道耐震化相談窓口までお電話ください。

■緊急輸送道路沿道耐震化相談窓口

 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
電話 03-5466-2064

- 電話による相談対応
耐震化に関する総合的な専門スタッフが親切に対応します。
- 耐震化アドバイザーの無料派遣
建築士や弁護士、建設業者、不動産コンサルタントなどの**専門家を無料で派遣**します。
- 改修計画案作成アドバイザーの無料派遣
ご要望に応じて、耐震診断の結果や所有者の皆さまの意向などを踏まえ、アドバイザー（建築士）が、補強設計の前段階の検討を行います。耐震改修工法や費用、工事の影響などを比較検討して御案内します。



耐震診断から補強設計に結び付けていただくため、
アドバイザーが改修計画作成を支援

- 建築士団体・建設業団体・金融機関の紹介
耐震診断・耐震改修等の実施に当たっては、東京都と協定を締結した建築士団体・建設業団体、金融機関を紹介します。
技術的な相談がある場合には、団体の建築士・建設業者が、資金面の相談がある場合には金融機関が対応します。

協定を締結した建築士団体
○一般社団法人 東京都建築士事務所協会 (TAAF) 03-6228-0571
○一般社団法人 日本建築構造技術者協会 (JSCA) 03-3468-0301 (JSCA 東京)
○特定非営利活動法人 耐震総合安全機構 (JASO) 03-6912-0772
協定を締結した建設業団体
○一般社団法人 東京建設業協会 0120-80-5363
○一般社団法人 東京都中小建設業協会 0800-919-7717
協定を締結した金融機関
○株式会社みずほ銀行 } 東京都耐震化御相談窓口 0120-324-233
○みずほ信託銀行株式会社 }

東京都耐震ポータルサイト (URL <http://www.taishin.metro.tokyo.jp/>)

耐震化に関する情報を、分かりやすく紹介・解説するホームページ「東京都耐震ポータルサイト」を次のとおり開設しています。

条例・緊急輸送道路図・助成制度・相談窓口等、耐震に関する情報を掲載しています。

【お問合せ先】

東京都 都市整備局
市街地建築部建築企画課
電話 03-5388-3362

東京 耐震 検索



耐震に関する様々な情報を紹介しています。



緊急輸送道路を調べることができます。



耐震改修の事例を紹介しています。

耐震診断・改修に関する 融資の御紹介

耐震診断・耐震改修費用の融資

■緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資制度

緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断及び耐震改修工事等について、一定の条件を満たす場合は、取扱金融機関が定める普通利率より低い利率で融資します。
詳しくは、東京都又は実施金融機関にお問い合わせください。

■マンション共用部分リフォーム融資

マンション管理組合が耐震改修工事を行う際に、住宅金融支援機構から融資が受けられます（無担保・固定金利）。融資に際しては、管理規約や修繕積立金に関する条件を満たすことや、（公財）マンション管理センターの保証を受ける必要があります。

【マンション共用部分リフォーム融資に関するお問合せ先】

住宅金融支援機構 まちづくり業務部まちづくり業務グループ
電話 03-5800-9366
URL <http://www.jhf.go.jp/>

東京都耐震マーク表示制度等

東京都耐震マーク表示制度

建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、都民が安心して建築物を利用することができるよう、耐震マークを交付しています。交付を受けた方はマークを建築物の入口など、見やすい場所に表示してください。詳しくは、ホームページ「東京都耐震ポータルサイト」を御覧ください。

■対象建築物：耐震基準に適合することが確認された都内全ての建築物

■交付申請費用：無料

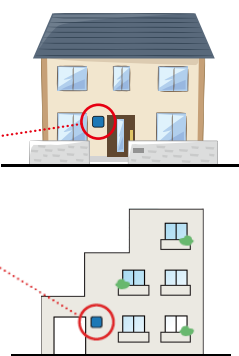
【東京都耐震マーク】



※旧耐震建築物で耐震改修したものは、「耐震改修済」、耐震診断等により耐震基準への適合を確認したものは「耐震診断済」、新耐震基準に適合していることが確認された建築物は「新耐震適合」の表記になります。

※マークのサイズは15cm×15cm（戸建住宅は6cm×6cm）

※本制度の一層の普及拡大を図るため、希望者からの申請に応じた交付に加え、都が耐震基準への適合を確認した建築物に対しても、耐震マークの交付を行っています。



【お問合せ先】

東京都耐震マーク事務局
03(5466) 2023

工事現場への耐震マークの掲示

耐震改修を実施している緊急輸送道路沿道の工事現場に、「耐震化工事中」であることを表示します。この取組を通じて、耐震化の進捗状況を目に見える形で示し、都民の耐震化への機運を一層高めていきます。詳しくは、ホームページ「東京都耐震ポータルサイト」を御覧ください。

■対象とする工事現場：緊急輸送道路沿道建築物に対し、耐震化工事（耐震改修工事、建替え工事、除却工事）を行っている工事現場

■交付申請費用：無料

【東京都耐震化工事中掲示物】



足場シートに装着する掲示物



仮囲いに貼付する掲示物



【お問合せ先】

東京都耐震マーク事務局
03(5466) 2023

税制上の優遇措置（平成30年4月1日現在）

固定資産税・都市計画税

○ 耐震改修工事を行った住宅の固定資産税の減額

（地方税法附則第15条の9第1項から第3項まで、同法附則第15条の9の2第1項から第3項まで）

昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、平成32年3月31日までの間に一定の耐震改修工事が完了した場合、当該住宅に係る翌年度分^{※1}の固定資産税額の1/2^{※2}が減額（居住部分で1戸当たり120㎡の床面積相当分までを限度）されます。改修工事が完了した日から、3か月以内に申告が必要です。

※1 当該住宅が当該耐震改修の完了前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合には、翌年度から2年度分

※2 改修後の住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、翌年分に限り2/3

○ 要安全確認計画記載建築物等の耐震改修に伴う固定資産税の減額

（地方税法附則第15条の10第1項から第3項まで）

建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物について、国の補助を受けて、平成26年4月1日から平成32年3月31日までの間に一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度から2年度分、当該家屋に係る固定資産税額（補助対象改修工事に係る工事費の5%に相当する金額を上限とする。）の1/2を減額します。改修工事が完了した日から、3か月以内に申告が必要です。

○ 建替え又は耐震改修工事を行った住宅に係る固定資産税・都市計画税の減免（23区内）

（東京都都税条例第134条第1項第4号、同条例第188条の30）

（建替え）

昭和57年1月1日以前から所在する家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成32年3月31日までの間に住宅を新築し、一定の要件を満たす場合、新築後新たに課税される年度から3年度分、当該住宅に係る固定資産税・都市計画税額の全額が減免されます。新築した年の翌々年の2月末までに申請が必要です。

（耐震改修）

昭和57年1月1日以前から所在する家屋について、平成32年3月31日までの間に一定の耐震改修工事が完了した場合、当該住宅に係る翌年度分[※]の固定資産税・都市計画税額の全額が減免（居住部分で1戸当たり120㎡の床面積相当分までを限度）されます。改修工事が完了した日から、3か月以内に申請が必要です。

※当該住宅が当該耐震改修の完了前に通行障害既存耐震不適格建築物であった場合には、翌年度から2年度分

※市町村でも減免の制度がある場合があります。

★お問合せ先

住宅の所在する各市町村の税務担当課又は住宅の所在する区にある都税事務所固定資産税課固定資産税班

所得税

（租税特別措置法第41条の19の2）

昭和56年5月31日以前に建築された住宅の所有者が、平成33年12月31日までに一定の耐震改修を行った場合、標準的な工事費用相当額の10%相当額（最高25万円^{※1}）が所得税から控除される場合があります。

なお、上記の一定の耐震改修及び一般省エネ改修工事と併せて耐久性向上改修工事をした場合、標準的な工事費用相当額の10%相当額（最高50万円^{※2}）が所得税から控除される場合があります。

※1 住宅耐震改修工事に要した費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。）のうちに、8%の税率により課されるべき消費税額等が含まれていない場合は最高20万円

※2 太陽光発電設備設置工事を併せて行った場合は最高60万円

★お問合せ先…所轄の税務署

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に関する助成制度の実施状況・お問合せ先※₁ (平成30年4月1日現在)

地方公共団体名	診断	設計	建築設計	改修	建替え	除却	担当部署	連絡先
1 千代田区	※ ₂	●		●	●	●	環境まちづくり部建築指導課構造審査係	03-5211-4310
2 中央区		●		●	●	●	都市整備部建築課構造係	03-3546-5459
3 港区		●		●	●	●	街づくり支援部建築課耐震化推進担当	03-3578-2844
4 新宿区		●		●	●	●	都市計画部防災都市づくり課	03-5273-3829
5 文京区		●		●	●	●	都市計画部地域整備課耐震・不燃化担当	03-5803-1846
6 台東区	●	●		●	●	●	都市づくり部建築課構造防災担当	03-5246-1335
7 墨田区		●		●	●	●	都市計画部防災まちづくり課不燃化・耐震化担当	03-5608-6269
8 江東区		●		●	●	●	都市整備部建築調整課建築防災係	03-3647-9764
9 品川区		●		●	●	●	都市環境部建築課耐震化促進担当	03-5742-6634
10 目黒区		●		●	●	●	都市整備部建築課耐震化促進担当	03-5722-9490
11 大田区	●	●	●	●	●	●	まちづくり推進部防災まちづくり課耐震改修担当	03-5744-1349
12 世田谷区		●		●	●	●	防災街づくり担当部防災街づくり課耐震促進担当	03-5432-2468
13 渋谷区		●		●	●	●	都市整備部まちづくり課防災まちづくり係	03-3463-2647
14 中野区		●		●	●	●	都市基盤部建築分野耐震化促進担当	03-3228-5576
15 杉並区		●		●	●	●	都市整備部市街地整備課耐震改修担当	03-3312-2111(内線3328)
16 豊島区	※ ₂	●		●	●	●	都市整備部建築課許可・耐震グループ	03-3981-0590
17 北区		●		●	●	●	まちづくり部建築課建築防災担当	03-3908-1240
18 荒川区		●		●	●	●	防災都市づくり部防災街づくり推進課防災街づくり係	03-3802-4303
19 板橋区		●		●	●	●	都市整備部 市街地整備課 防災まちづくりグループ	03-3579-2554
20 練馬区		●	●	●	●	●	都市整備部建築課耐震化促進係	03-5984-1938
21 足立区	●	●		●	●	●	都市建設部建築安全課建築防災係	03-3880-5317
22 葛飾区		●		●	●	●	都市整備部建築課指導・耐震促進係	03-5654-8553
23 江戸川区		●		●	●	●	都市開発部建築指導課構造係	03-5662-1106
24 八王子市		●	●	●	●	●	まちなみ整備部住宅政策課	042-620-7260
25 立川市		●		●	●	●	市民生活部住宅課住宅相談係	042-528-4384
26 武蔵野市	●	●		●	●	●	都市整備部住宅対策課	0422-60-1905
27 三鷹市		●		●	●	●	都市整備部 都市計画課住宅政策係	0422-45-1151(内線2813)
28 青梅市		●		●	●	●	都市整備部住宅課住宅政策係	0428-22-1111(内線2533)
29 府中市		●	●	●	●	●	都市整備部建築指導課住宅耐震化推進係	042-335-4173
30 昭島市		●	●	●	●	●	都市計画部都市計画課住宅係	042-544-5111(内線2264)
31 調布市	●	●		●	●	●	都市整備部住宅課住宅支援係	042-481-7545
32 町田市		●	●	●	●	●	都市づくり部住宅課	042-724-4269
33 小金井市		●		●	●	●	都市整備部まちづくり推進課住宅係	042-387-9861
34 小平市		●	●	●	●	●	都市開発部都市計画課建築担当	042-346-9851
35 日野市		●		●	●	●	まちづくり部都市計画課住宅政策係	042-514-8371
36 東村山市	※ ₂	●		●	●	●	環境安全部環境・住宅課住宅係	042-393-5111(内線2425)
37 国分寺市		●		●	●	●	まちづくり部建築指導課	042-325-0111(内線483)
38 国立市		●		●	●	●	都市整備部都市計画課都市計画係	042-576-2111(内線361)
39 福生市		●		●	●	●	都市建設部まちづくり計画課計画グループ	042-551-1952
40 狛江市		●		●	●	●	都市建設部まちづくり推進課まちづくり推進担当	03-3430-1111(内線2542)
41 東大和市	●	●		●	●	●	都市建設部都市計画課地域整備係	042-563-2111(内1261)
42 清瀬市		●	●	●	●	●	都市整備部まちづくり課まちづくり係	042-497-2093
43 東久留米市		●		●	●	●	都市建設部施設建設課保全計画・建築担当	042-470-7777(内線2625)
44 武蔵村山市		●		●	●	●	都市整備部都市計画課用地・住宅係	042-565-1111(内線275・276)
45 多摩市		●		●	●	●	都市整備部都市計画課住宅担当	042-338-6817
46 稲城市	対象建築物なし						都市建設部都市計画課開発指導係	042-378-2111
47 羽村市	※ ₂	●					都市建設部都市計画課住宅・交通係	042-555-1111(内線275)
48 あきる野市		●		●	●	●	都市整備部都市計画課住宅係	042-558-1111(内線2715)
49 西東京市		●		●	●	●	都市整備部住宅課住宅係	042-438-4052
50 瑞穂町							都市整備部都市計画課計画係	042-557-0599
51 日の出町	対象建築物なし						まちづくり課都市計画係	042-597-0511(内線351)
52 檜原村	※ ₂	●		●	●	●	産業環境課建設係	042-598-1011(内線128)
53 奥多摩町		●		●	●	●	総務課交通防災係	0428-83-2349
東京都							都市整備局市街地建築部建築企画課	03-5388-3362
							多摩建築指導事務所建築指導第一課	042-548-2067
							多摩建築指導事務所建築指導第二課	042-464-0020
							多摩建築指導事務所建築指導第三課	0428-23-3793

●助成制度あり

※₁ 区市町村によって、助成要件等が異なりますので、詳しくは区市町村にお問い合わせください。

※₂ 耐震診断助成は終了しました。ただし、平成28年4月1日以降に新たに都が確認した特定緊急輸送道路沿道建築物に限り助成を行います。詳しくは、区市町村にお問い合わせください。

編集・発行

東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課

電話 03-5388-3362

(平成30年6月改訂)

